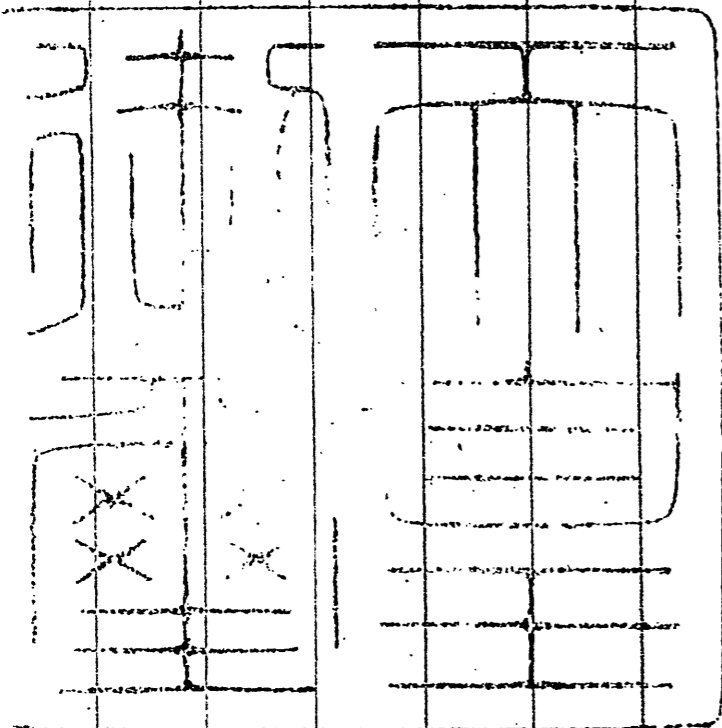


總大

法律第五十三號

朕は帝國議會の協賛を経た財産
税等收入金特別會計法を裁可し、こ
にこれを公布せしめる。

裕仁



日

月

金、借入金並びに附屬雑収入を以てその歳入とし、一般會計又は國債整理基金特別會計への繰入金、地方公共團體又は特定機關への交付金、公債及び借入金の償還金及び利子、財産税及び戦時補償特別税の還付金その他の諸費を以てその歳出とする。

財産税及び戦時補償特別税の國債による收納の額は、これをこの會計の歳入とみなし、第三條第一項の規定による國債の所屬換の額は、これをこの會計の歳出及び國債整理基金特別會計の歳入とみなし、又、同條第三項の規定による當該國債の償却の額は、これを國債整理基金特別會計の歳出とみなして、整理するものとする。

第三條 この會計において、財産税及び戦時補償特別税を國債を以て收納した場合においては、その收納價額を以て、當該國債を國債整理基金特別會計の所屬に移さなければならぬ。

前項の規定により國債を國債整理基金特別會計の所屬に移した場合においては、國債整

理基金特別會計法第二條第一項の規定により、一般會計から當該國債の收納價額に相當する額の國債元金償還資金の繰入があつたものとみなす。

國債整理基金特別會計で第一項の國債を受け入れた場合においては、直ちに、當該國債を償却しなければならない。

第四條 この會計に屬する經費を支辨するため必要があるときは、政府は、この會計の負擔に於いて公債を發行し又は借入金をなすことができる。但し、公債又は借入金の額は、この會計に屬する資産(現金及び讓受財産を除き、財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む)の現在額に七割五分の割合を乗じて算出した額を超えてはならない。

讓受財産の對價として國債を交付するため必要があるときは、政府は、前項の規定による外、他の會計の負擔において公債を發行することができる。

物納財産の處分に因る収入金及び舊勘定預金等の拂戻金は、先づ、當該収入の收納の時に

存する第一項の公債又は借入金の償還に充て、讓受財産の處分に因る収入金は、これを先づ、前項の公債の償還に充てるものとする。

第五條 この會計で支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第六條 この會計において決算上剩餘を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れる。

第七條 政府は、毎年この會計の歳入歳出豫算を調製して、歳入歳出の總豫算とともに、これを帝國議會に提出する。

前項の歳入歳出豫算には、當該年度及び前年度における財産税及び戦時補償特別税の徵收豫定表並びに物納財産、讓受財産及び舊勘定預金等の處分豫定表を添附しなければならない。

第八條 この會計の收入支出に關する規程は、勅令でこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この會計は、昭和二十六年限り、これを廢止するものとする。

國有財産法の一部を次のやうに改正する。

第二十八條ノ二 財産税法及戦時補償特別措置法ニ依り收納シタル財産ハ第五條又ハ第十六條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ讓與シ又ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ノ外之ヲ無償ニテ貸付スルコトヲ得ズ